

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 定義

使用の合理化の対象から除外される熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、当該熱を発生させた者が自ら使用する又は当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用する熱とすること。
(第一条第一項関係)

第二 工場におけるエネルギーの使用量

工場におけるエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ原油の数量に換算した量を合算した量とすること。
(第二条第一項関係)

第三 第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量

第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの年度の使用量は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットル以上とすること。
(第二条第二項関係)

第四 エネルギー管理者の選任基準

コークス製造業等の第一種エネルギー管理指定工場とそれ以外の第一種エネルギー管理指定工場に区分して、それぞれ、原油換算エネルギー使用量に応じた数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任することとする事。

(第三条関係)

第五 第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量

第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの年度の使用量は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロワット以上とすること。

(第六条関係)

第六 登録調査機関の登録の有効期間

登録調査機関の登録の有効期間は、三年とすること。

(第七条関係)

第七 特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準

特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準は、それぞれ、鉄道による貨物の輸送等、鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数等及び三百両以上等とする事。

(第八条関係)

第八 特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会

特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会は、交通政策審議会とすること。

(第九条関係)

第九 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量

貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とすること。

(第十条第一項関係)

第十 特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量

特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量は、三千万トンキロ以上とすること。

(第十条第二項関係)

第十一 特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会

特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会は、総合資源エネルギー調査会、財政制度等審議会、国税審議会、薬事・食品衛生審議会、食料・農業・農村政策審議会及び交通政策審議会とすること。

(第十一条関係)

第十二 特定旅客輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準

特定旅客輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準は、それぞれ、鉄道による旅客の輸送等、鉄道事業の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数等及び三百両以上等とすること。
(第十二条関係)

第十三 特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準

特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準は、それぞれ、航空運送事業の用に供する航空機の最大離陸重量の合計及び九千トン以上とすること。
(第十三条関係)

第十四 特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模

特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模が、修繕等に係る部分の面積の合計で二千平方メートル以上のもの等は、特定建築物に係る届出等を行うものとする。 (第十八条関係)

第十五 空気調和設備等の改修

特定建築物に設けた空気調和設備等の改修が、空気調和設備の熱源機器であつて取替えに係るものの定格出力の合計で三百キロワット以上のもの等は、特定建築物に係る届出等を行うものとする。

(第十九条関係)

第十六 届出等を要しない建築物

特定建築物に係る届出等を要しない建築物は、文化財保護法の規定によつて国宝等として指定等された建築物等とすること。
(第二十条関係)

第十七 特定機器

乗車定員が十一人以上の乗用自動車等を特定機器の対象範囲を拡大して特定機器とするとともに、電子レンジ等を特定機器に追加すること。
(第二十一条関係)

第十八 特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件

特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、乗車定員十一人以上の乗用自動車については三百五十台以上、電子レンジについては三千台以上等とすること。
(第二十二条関係)

第十九 報告及び立入検査

一 第一種エネルギー管理指定工場等の指定等の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し立入検

査できる項目について定めること。

(第二十四条関係)

二 エネルギー管理者等の選任の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し報告徴収及び立入検査できる項目について定めること。

(第二十五条関係)

三 輸送に係る措置の規定の施行に必要な限度において、輸送事業者又は荷主に対し報告徴収及び立入検査できる項目について定めること。

(第二十七条―第三十条関係)

第二十 権限の委任

輸送に係る措置等の関係大臣の権限を地方支分部局の長に委任すること。

(第三十四条関係)

第二十一 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二十二 附則

この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う所要の規定について定めること。

(附則第一条―附則第十一条関係)